

肝炎治療に係る医療費助成制度のご案内

助成対象となる治療

- ・ B型肝炎ウイルス性肝炎に対して行われる インターフェロン治療（少量長期投与を除く）及び 核酸アナログ製剤治療
- ・ C型肝炎ウイルス性肝炎の根治を目的として行われる インターフェロン治療（少量長期投与を除く）及び インターフェロンフリー治療
- ・ 上記治療による副作用に対する治療（ただし、上記治療を中断して行う副作用の治療については対象外）

※1 保険適用となっているもの（初診料、再診料、検査料等を含む）が対象です。

※2 上記治療に無関係な治療は対象となりません。

助成対象となる方

以下のすべてを満たす方

- ・ 助成対象の治療を行う方
- ・ 石川県内に住所を有する方（住民票により判断）
- ・ 公的医療保険に加入している方

遅くとも治療開始月の
月末までにご申請ください



助成の内容

助成対象の治療にかかる保険診療の患者負担額の合計から、**下記の月額自己負担限度額を除いた金額を助成**します。

（健康保険から支給される高額療養費等は助成額には含まれません。また、室料差額など保険診療以外の費用は助成の対象となりません）

階層区分		自己負担限度額（月額）
甲	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が23万5千円 以上 の場合	2万円
乙	世帯の市町村民税（所得割）課税年額が23万5千円 未満 の場合	1万円

※世帯とは… 申請者の属する住民票上の世帯全員をいいます。ただし、同一住民票の世帯であっても、申請者の配偶者以外でお互いに扶養関係にないなど、要件を満たす場合は、申請時に除外を希望することで、世帯の課税額合算対象から除外することができます（詳細は県HP等をご参照ください）。

助成の期間

助成の開始日は、原則として、**申請書を受理した日の属する月の初日から**となります。

（ただし、C型肝炎で診断書の治療開始予定月が、申請受理日の翌以降となっている場合、治療開始予定月の初日から）

なお、助成の期間は、治療方法により異なります。

- ・ B型肝炎に対する核酸アナログ製剤治療 …… 1年（更新可。期限が近づくと県から更新手続きの案内が届きます）
- ・ C型肝炎に対するインターフェロンフリー治療 …… 3か月～7か月（お薬の種類などによって異なります）
- ・ B型又はC型肝炎に対するインターフェロン治療 …… 7か月または1年

助成の方法

助成が決定された方へ「**肝炎治療受給者証**」と「**自己負担限度月額管理票**」が郵送されます。

これらを医療機関や薬局の窓口で掲示すると、対象医療費が月額自己負担限度額（1万円又は2万円）までとなります。

受給者証が届くまでについて

原則、申請受理日の翌月に審査し月末に受給者証を発行するため、発行に約1か月～1か月半かかります。

もし、受給者証の有効期間内にお支払いされた金額が、月額自己負担限度額（1万円又は2万円）を超えている場合は、超えた額を払戻しにより助成します（申請方法などの詳細は県HP等をご参照ください）。

申請書類・窓口

裏面をご参照ください。

申請書類・窓口

申請書類

- ① **交付申請書**（申請窓口にあります。県HPからもダウンロード可能）
- ② **（更新の場合のみ）現在お持ちの受給者証**
- ③ **保険証の写し**（本人のもの）
- ④ **診断書**（県が定める様式で医療機関に発行してもらう必要があります。様式は県HPからもダウンロード可能）
※更新申請の場合は、別資料の提出により診断書の省略が可能です。県から送付される更新案内をご参照ください。
- ⑤ **住民票**（世帯全員分で続柄が記載されたもの。マイナンバーの番号確認に利用しない場合はマイナンバーの記載のないもの）
- ⑥ **所得課税等証明書**（世帯全員分の市町村民税の所得割が確認できる書類）
※ 高校生以下の未就労の世帯員については省略可能です。
※ マイナンバーの利用により、提出の省略を希望される方は、申請書裏面をご参照ください。
- ⑦ **その他**（世帯の市町村民税（所得割）課税年額が23万5千円以上の場合）
世帯員のうち、申請者の配偶者に該当せず、かつ、申請者及びその配偶者との関係において、相互に地方税法上・医療保険上の扶養関係にない方は、所得階層区分（月額1万円又は2万円）認定において、市町村民税額の合算対象から除外できます。希望者がいる場合は、申請書に除外したい方の氏名を記載のうえ申請してください。
また、手続きには、通常の交付申請の際に必要な書類に加え、下記書類が追加で必要になります。
 - ・申請者の配偶者及び除外希望者の保険証の写し
 - ・地方税法上の扶養状況がわかる書類（源泉徴収票の写し等）※ 所得課税等証明書に「扶養控除関係」が記載されていれば不要

申請窓口

金沢市にお住まいの方	● 泉野福祉健康センター 〒921-8034 金沢市泉野町6丁目15番5号	076-242-1131
	● 元町福祉健康センター 〒920-0842 金沢市元町1丁目12番12号	076-251-0200
	● 駅西福祉健康センター 〒920-8533 金沢市西念3丁目4番25号	076-234-5103
小松市・能美市・川北町にお住まいの方	● 南加賀保健福祉センター 〒923-8648 小松市園町又48番地	0761-22-0793
加賀市にお住まいの方	● 加賀地域センター 〒922-0257 加賀市山代温泉桔梗丘2丁目105-1	0761-76-4300
白山市・野々市市にお住まいの方	● 石川中央保健福祉センター 〒924-0864 白山市馬場2丁目7番地	076-275-2250
かほく市・津幡町・内灘町にお住まいの方	● 河北地域センター 〒929-0331 河北郡津幡町中橋口1番1	076-289-2177
七尾市・中能登町にお住まいの方	● 能登中部保健福祉センター 〒926-0021 七尾市本府中町ソ部27番9	0767-53-2482
羽咋市・志賀町・宝達志水町にお住まいの方	● 羽咋地域センター 〒925-0026 羽咋市石野町へ31番地	0767-22-1170
輪島市・穴水町・能登町にお住まいの方	● 能登北部保健福祉センター 〒928-0079 輪島市鳳至町畠田102-4	0768-22-2011
珠洲市にお住まいの方	● 珠洲地域センター 〒927-1223 珠洲市宝立町鶴島八-124	0768-84-1511